

# 新たな社会インフラの構築に向けた医療等IDの全体像

## Overall Picture of Healthcare ID for Construction of New Social Infrastructure

● 吉田 泰

### あらまし

現在、厚生労働省が中心となり、マイナンバーの仕組みを活用した医療分野の新たな個人番号である医療等分野におけるID(以下、医療等ID)の導入が検討されている。医療等IDの用途として現在検討されているのが、「オンライン資格確認」「地域医療情報ネットワーク間連携」「医療分野のデータ利活用」の三つである。いずれも、全国的な社会インフラとして新たな仕組みが国の主導で整備される予定である。富士通は、この新たな社会インフラの構築を積極的に推進するため、医療等IDのコアシステムとなる「オンライン資格確認」の調査・研究業務に協力している。

本稿では、医療等IDによる新たな社会インフラの全体像について解説する。

### Abstract

At present, introduction of an ID for use in the healthcare field (hereafter, healthcare ID), which is a new individual number leveraging the framework of the Individual Number (My Number) System, is being considered by Ministry of Health, Labour and Welfare. Three possible applications of the healthcare ID are currently considered: “online qualification confirmation,” “linking between regional medical information networks,” and “utilization of data in the healthcare field.” For all of them, a new scheme is scheduled to be put in place led by the national government as a nationwide social infrastructure. In order to actively promote the construction of this new social infrastructure, Fujitsu is taking part in the definition of requirements for “issuance and management of the healthcare ID” and “online qualification confirmation,” which will be core systems for the healthcare ID. This paper gives an overall picture of the new social infrastructure realized by the healthcare ID.

## まえがき

「なんとなく体がだるく熱っぽい」ということで、健康保険証を持って病院へ行く。病院の受付で診察券と健康保険証を提出し、熱を計りながら問診表を記入する。2018年度以降、厚生労働省が中心となって導入を検討している医療分野の新たな個人番号である医療等分野におけるID（以下、医療等ID）の導入により、こうしたお馴染みのフローが変わろうとしている。

医療等IDは、マイナンバーの仕組みを活用した医療分野の新たな個人番号である。その用途としては、マイナンバーの仕組みを活用する前提で、「オンライン資格確認」「地域医療情報ネットワーク間連携」「医療分野のデータ利活用」の三つが検討されており、用途別に番号（ID）が発行・運用される<sup>(1)</sup>。

医療等IDは、もともとオンライン資格確認を実現するための仕組みとして検討が始まり、その後地域医療情報ネットワーク間連携や医療分野のデータ利活用（研究用）が検討されてきた。

本稿では、医療等IDの三つの用途について説明する。

## オンライン資格確認

オンライン資格確認は、病院や薬局の窓口で、マイナンバーカードあるいは資格確認用番号を提示し、当該患者が有効な被保険者であるかを確認するものである。

これまで医療機関では、健康保険証を定期的な受付などで目視によって確認するだけで、その場で当該患者が医療保険資格を有しているかを確認できなかった。このため、資格のない患者に対して保険診療を行い、医療機関が保険者負担分の診療報酬を受け取れない、いわゆる過誤という問題が発生している。過誤により医療機関側に発生する損害は直接的な診療報酬の未収にとどまらず、保険者や審査支払機関との資格喪失などによるレセプト返戻事務や患者本人への督促など、病院経営上の深刻な問題となっている。

そこで検討されているのが、医療保険のオンライン資格確認の仕組みである。これは、マイナンバーカードの電子証明書またはあらかじめ医療保険者に通知したオンライン資格確認用の被保険者

番号を医療機関や薬局で読み取り、その情報を新たに設置される「資格確認サービス機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会が共同運営）」にレセプト請求の専用回線などのネットワークを通じて送信するものである。その電子証明書、またはオンライン資格確認用の被保険者番号を用いて、資格情報を提供する仕組みである（図-1）。

この仕組みで資格確認を実現するためには、全ての医療保険者から被保険者の資格情報を随時連携する必要がある。国民健康保険以外の医療保険者は、厚生労働省が整備した「医療保険者等向け中間サーバー」を利用してマイナンバーによる情報連携を行っている。したがって、この中間サーバーからオンライン資格確認に必要な情報を抽出し、活用することが検討されている。

今後、医療保険者向け中間サーバーに格納されていない国民健康保険の被保険者情報も含め、医療保険資格情報を一括管理するセンター機能が構築される。連携されるデータの項目や頻度、タイミングなどは、資格確認サービス機関のシステム詳細設計の中で整理されていく見込みである。

オンライン資格の導入により、医療機関側では窓口の業務フローの見直しが必要となる。窓口業務は外来、入院患者、緊急搬送など、多様なケースについて検討が必要となる。また、医療機関の規模によっても検討すべき事項は異なる。大規模病院では、再来受付機を設置して大勢の患者の受け付けを行っており、オンライン資格確認を行う際、この再来受付機にマイナンバーカードまたは資格確認用番号を読み取る機能を追加するような検討も必要となる。一方、小規模なクリニックでは、端末などを用いて患者立ち会いのもとカードを読み取る作業そのものや、作業フローが変更することに対する医療事務担当者の負荷増大、更には、この業務に必要な端末機器の設置場所ですえ頭の痛い問題になるかもしれない。

また、医療機関を利用する側にとっても、マイナンバーが記載されたマイナンバーカードを医療機関に見せることに抵抗感があるのではないかという懸念もある。

このように、オンライン資格確認の医療現場における運用フローについては、様々な懸念事項が

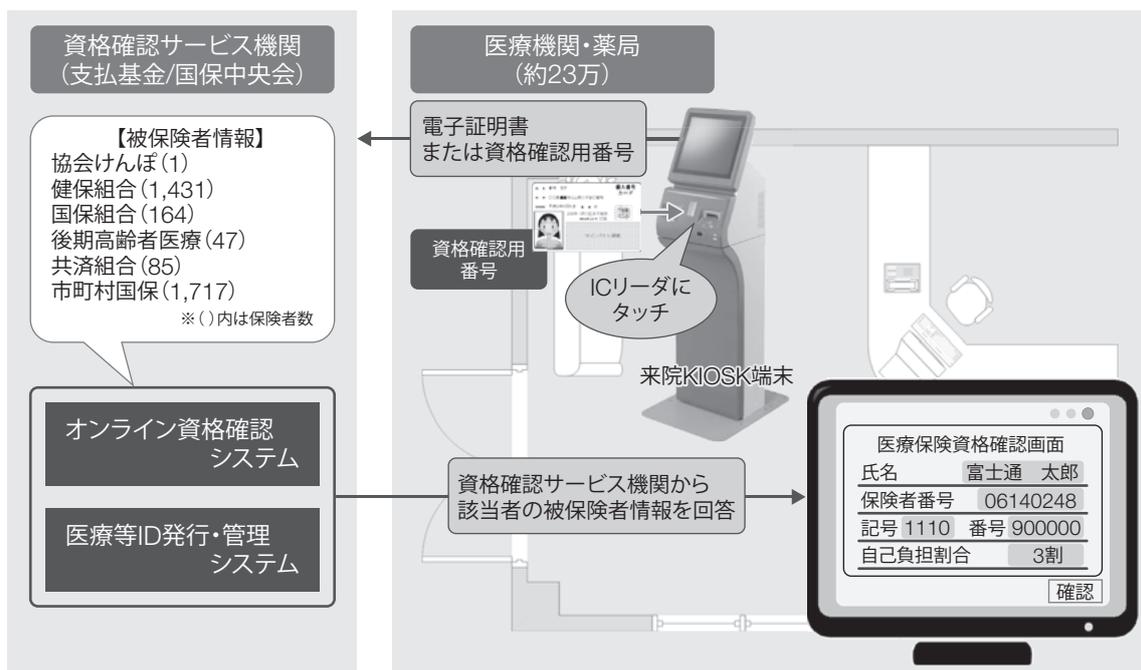


図-1 医療保険オンライン資格確認(イメージ)

ある。富士通は、オンライン資格確認の調査・研究業務の中で、多くの医療機関の現場で医療事務システム、電子カルテシステムの構築・運用を通じて得た知見を活かし、現場で実現可能なフロー案の作成に貢献した。

### 地域医療情報ネットワーク間連携

オンライン資格確認により、医療機関では当該患者の医療等IDを取得できるようになる。検討の初期段階では、オンライン資格確認と同時に医療等IDを必ず取得する方法も議論されたが、窓口でのシステムレスポンスや職員負荷軽減の観点から、医療等IDの運用については今後も検討が継続される。

医療等IDを取得するタイミングや方法については今後の検討を見守るとして、医療機関は取得した医療等IDを医事システムに患者情報として取り込むことで、レセプト（診療報酬明細）への医療等IDの反映や電子カルテシステムへの連携が可能となる。

例えば、電子カルテシステムに医療等IDが連携すれば、患者の治療や検査状況などの情報が既存の地域医療情報ネットワーク上で名寄せ管理できるようになる。患者にとっては、これまでの治療

の経緯や検査の結果が正しく医師に伝わるため、適切な処置を受けられるようになる<sup>(2), (3)</sup>。

また、その連携は地域内にとどまらず、複数の地域医療情報ネットワーク間で患者情報を共有することも可能となる。これは、医療費の適正化にも効果があると考えられる。これまでは、複数の医療機関での受診情報、服薬情報が共有されず、重複検査や投薬が行われ、医療費増加の一因となっていた。しかし、医療等IDを活用することで、病院や診療所、薬局間の患者情報の共有が進み、効率的な保険医療の運用が期待できる。

更に、後述の健康・医療・介護の安全かつ効率的な情報連携に向けた医療分野のデータ活用の実現にも大きく貢献すると期待されている。医療等IDの導入が実現されれば、長期にわたって病歴や治療経過などを患者単位で集約できるようになる。このため、患者の医療情報をビッグデータとして活用でき、国民の健康増進と医療の質の向上に対する効果が見込まれる（図-2）。

国は、2020年度までに医療情報連携ネットワークを全国に普及・展開し、医療機関や介護事業者などでの効率的な情報共有を可能ととしている。併せて、医療機関のデータのデジタル化として一般病院（400床以上）での電子カルテ導入の拡

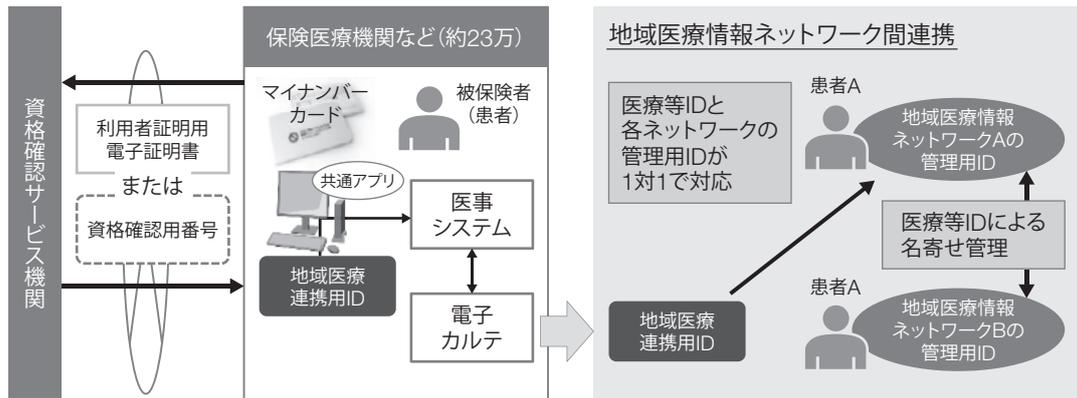


図-2 地域医療情報ネットワーク間連携の仕組み

大を回り、2020年度には普及率90%を目指す（高度急性期、急性期病院は100%）としている。<sup>(4)</sup>

富士通は、これまで電子カルテシステムと地域医療情報ネットワークの構築・運用で得た多くの知見を活かし、医療等IDによる地域医療情報ネットワーク間連携についても、具体的な進め方を国に対して提言していく。

### 医療分野のデータ利活用

日本は、世界に例のない速さで高齢化が進行している。現在でも、世界最高水準の高齢化率であり、2025年には65歳以上の老年人口比率は30%に達する見込みである。<sup>(5)</sup>

このような状況を背景に、国の保険医療制度を維持するためには、今まで以上に医療・介護費用の適正化とサービス提供側の効率化が必要である。そして、健康寿命をどう延ばすかという保健や予防という分野にも注力する必要がある。

そのためには、多角的な医療情報を用いて、実現性の高い有効な施策の立案・実行が不可欠となる。しかし、これまで日本の医療、介護、健康と予防に関する情報は、個人の秘匿性の高い機微な情報であり、それぞれが必要な範囲で分散管理するのが良いと考えられてきた。そのため、相互につながらない形で取り組みが進められてきた結果、個人の健康なときから疾病・介護段階までの保健医療データが連結されていなかった。したがって、個人がデータを基にした有効な健康管理ができなかったり、救急搬送時に患者の医療情報が欠如して処置が遅れてしまったり、高齢者が在宅で医療

や介護を受ける際に異業種連携が進展しなかったりといった問題が発生している。

そもそも、用途別に分散管理しているデータを連携させるのは容易ではない。また、高度な個人情報を取り扱うため、法制度を整備し、公的な組織が医療分野の情報利活用を安全・確実に運用することが、これまでも求められてきた。

これを受け、2016年12月には官民データ活用基本法が公布・施行され、2017年5月には改正個人情報保護法が施行された。これらの法改正により、個人情報は、その保護を前提に、様々なデータとして流通・活用されることになった。

更に、2017年4月に国会で「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（次世代医療基盤法）が可決・成立している。これにより、2018年度には個人の治療や投薬、検診などの情報は、秘匿性の高い機微な医療情報を取り扱う「認定匿名加工・医療情報作成事業者」が創設され、2020年度から本格運用が開始される見通しである。

認定匿名加工・医療情報作成事業者における医療データの収集から提供までの共通基盤は、国がこれを主導して整備するとしている。富士通は、個人の医療情報を取り扱う「レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）」や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の匿名化やデータ収集を含む加工・分析の仕組みを構築・運用しており、この知見を活かして基盤構築への貢献を目指す。

この仕組みは、今後、健康・医療・介護のピッ

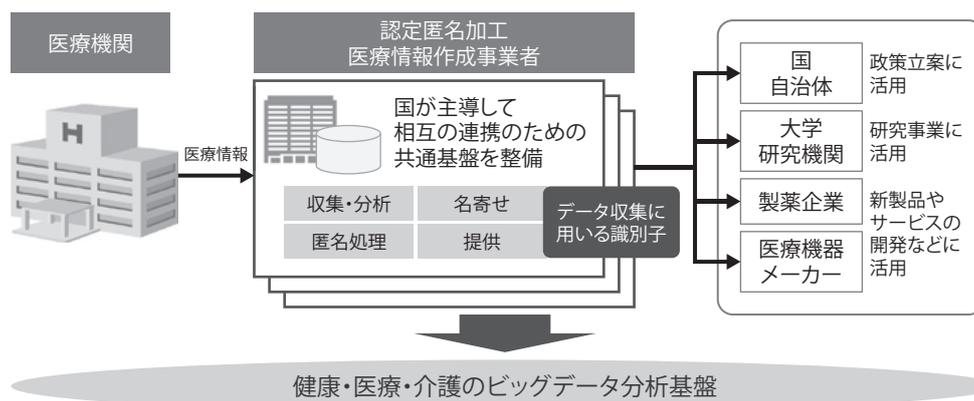


図-3 医療分野のデータ利活用の仕組み

データ分析基盤として拡大することも想定されることから、内閣官房が設置している「次世代医療ICT基盤協議会」での今後の検討状況を注視していく（図-3）。

## む す び

本稿では、医療分野における新たなインフラである医療等IDの全体像について述べた。

国が整備する医療等IDに関連する新たな社会インフラは、今年度の資格確認サービス機関における「オンライン資格確認システム」と「医療等ID発行・管理システム」の設計・開発業務の調達を起点として、2018年度には暫定運用、2020年度には本格運用開始が予定されている。

今後、国が新たに整備するデータ利活用基盤のコアシステムと、医療機関の電子カルテや地域医療情報ネットワーク上で活用される医療等IDの安全・確実な稼働に向けて、富士通は大規模病院や地域医療情報ネットワークにおける豊富なシステム構築・運用実績から得た知見を活かし、この取り組みを積極的に支援していく。

## 参考文献

- (1) 厚生労働省：医療等分野におけるICT化の徹底について。2016年3月23日。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/jjkaigou/dai35/siryous3.pdf>
- (2) 厚生労働省：医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書。2015年12月。  
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai->

- 12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\_Shakaihoshoutantou/0000106609.pdf
- (3) 厚生労働省：医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書（概要）。2015年12月。  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000111017.pdf)
- (4) 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 政策企画官 橋本敬史：医療等分野のICTに関する取組。2017年2月。  
[https://www.jahis.jp/files/user/02\\_katsudo%26hokoku/5-1%20%E3%80%90%E5%86%8D%E3%80%85%E3%80%85%E7%99%BB%E9%8C%B2%E3%80%91JAHIS\\_%E6%A9%8B%E6%9C%AC%E4%BC%81%E7%94%BB%E5%AE%98%E8%AC%9B%E6%BC%94%E8%B3%87%E6%96%99.pdf](https://www.jahis.jp/files/user/02_katsudo%26hokoku/5-1%20%E3%80%90%E5%86%8D%E3%80%85%E3%80%85%E7%99%BB%E9%8C%B2%E3%80%91JAHIS_%E6%A9%8B%E6%9C%AC%E4%BC%81%E7%94%BB%E5%AE%98%E8%AC%9B%E6%BC%94%E8%B3%87%E6%96%99.pdf)
- (5) 内閣府：平成28年版高齢社会白書（概要版）。  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/gaiyou/s1\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/gaiyou/s1_1.html)

## 著者紹介



### 吉田 泰（よしだ やすし）

デジタルビジネス戦略推進統括部  
厚生労働省および総務省の政策に基づいた地域への波及ビジネスの企画・推進に従事。